

# 県政出張トーク実施結果報告書

(記載者職氏名) 副主幹 丸山 正

部課室名	福祉保健部 障害福祉課	テーマ	山梨県障害者幸住条例の改正について
実施日時	平成26年10月25日(土) 13:30~15:30	実施場所	富士吉田市民会館 会議室1・2
県出席者	障害福祉課員2人	参加者	障害者及びその家族、支援者、その他関係者 51名
主な発言内容		県 回 答	対 応 方 針
<p>(肢体不自由者・車いす使用者) 市町村や金融機関など、代筆を認めないことが多い。 車いす仕様の自動車から降りるときに、ドアをいっぱい広げる必要があるが、駐車枠が狭い。</p> <p>(視覚障害者) 市町村等からの通知で、点字の書類をもらったことがない。</p> <p>(聴覚障害者) 公共施設で、ライトが調整できず手話通訳者が見えにくいホールがある。公共施設の建築のときに障害者団体等の意見を聞くようにしてほしい。</p> <p>(精神障害者) お店のサービスカードの利用方法について難しい言葉で説明されてもわからない。 障害者には子育てができないと言われ、悲しい思いをした。</p> <p>(知的障害者) あと2年で就業センターを出るが、就職したい。</p> <p>(家族や支援者等) 採用前の試用・実習期間は、会社までの交通費は支給されないなどお金がかかるため、採用前に断念してしまう障害者がある。</p>		<p>山梨県障害者幸住条例の改正を進めるうえで、参考とさせていただく。</p>	<p>改正の柱の1つである、障害を理由とした差別の解消に関し、県内障害者における差別の状況等を取りまとめ、山梨県障害者幸住条例改正検討委員会に報告する。</p>

市町村窓口で障害のある子どものヘルパーを依頼したとき、親が働いていない理由で断られた。  
団体や組織に加入している障害者は比較的情報が入るが、団体等に加入していない障害者は情報が入らない。